

青森県報

第三千九百三十八号

平成二十六年
十二月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定介護機関の名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定……………(保健衛生課) ……三

保安林の指定予定……………(林政課) ……六

特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……七

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……七

区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……八

漁船保険付保義務の発生……………(西北地域) ……八

告

示

青森県告示第八百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
有限会社 ウエダ調剤薬局	有限会社 植田薬店	エアグル フ株式会社	バンド エグル フ株式会社	社会福祉 法人伸康 会	弘前市大 字石田 一丁目 二番一 号	名称	居宅介護事業者
一〇〇の一	南津軽郡大 鰯町大字大 鰯一丁目	弘前市大 字北三丁 目六の二	弘前市大 字北三丁 目六の二	訪問介護		主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
管理指導	居宅療養 管理指導	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	ホームケ ア平成の 里	弘前市大 字石田 一丁目 三番七 号	名称	居宅介護事業所
有限会社 ウエダ調剤薬局	有限会社 ウエダ調剤薬局	グループ ホームパ ンドー弘 前公園	グループ ホームパ ンドー弘 前東	弘前市大 字石田 一丁目 二番一 号	弘前市大 字末広 四丁目 一の六	所在地	変更 年月日
一〇〇の一	南津軽郡大 鰯町大字大 鰯一丁目	弘前市大 字亀甲 町七〇	弘前市大 字末広 四丁目 一の六	平成 二六・一	二五・二・二六		

青森県告示第八百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第

二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	介 護 予 防 事 業 者
有限会社 ウエダ調剤薬局	有限会社 植田薬店	有限会社 エーエル グループ 株式 会社	弘前市 北二丁 西六の三	弘前市 大字 一丁目	社会福祉 会 法人 伸康社	弘前市 大字 石田 一丁目	主たる 事務 所在地
一〇の 一〇の 一〇の	南津軽 郡大 鰯町 大字 大	生活 応用 型共 同介 護	認 知症 対 防	訪 問介 護	介 護予 防	介 護予 防 事 業 の 種 類	
有限会社 ウエダ調剤薬局	有限会社 ウエダ調剤薬局	グル ープ ホーム パ ー ク 弘 前	弘前市 大字 一丁目 六	弘前市 大字 四丁目	ホ ーム ケ ア 平 成 の 里	弘前市 大字 石渡 四丁目 七	介 護予 防 事 業 所 所 在 地
一〇の 一〇の 一〇の	南津軽 郡大 鰯町 大字 大	一六 二・一 五	一六 二・一 五	一六 二・一 五	平 成 二 六 ・ 一 一	年 月 日 更	

青森県告示第八百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
社会福祉 会 法人 伸康社	弘前市 大字 石田 一丁目	弘前市 大字 石渡 四丁目 七	弘前市 大字 石渡 四丁目 七	訪 問介 護	居 宅介 護 事 業 の 種 類
一〇の 一〇の 一〇の	南津軽 郡大 鰯町 大字 大	一六 二・一 五	一六 二・一 五	平 成 二 六 ・ 一 一	年 月 日 更

青森県告示第八百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	介 護 予 防 事 業 者
社会福祉 会 法人 伸康社	弘前市 大字 石田 一丁目	弘前市 大字 石渡 四丁目 七	弘前市 大字 石渡 四丁目 七	訪 問介 護	居 宅介 護 事 業 の 種 類
一〇の 一〇の 一〇の	南津軽 郡大 鰯町 大字 大	一六 二・一 五	一六 二・一 五	平 成 二 六 ・ 一 一	年 月 日 更

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
齋藤 正人	板橋 幸弘	木村 行雄	一百目木 公	山本 猛	輔新戸部 泰	横山 昌樹	村田 有志	三上 貴史	松本 貴	平間 公昭
つがる西北 鰺ヶ沢連合病院	つがる西北 鰺ヶ沢連合病院	十和田泌尿器科	十和田外科	つがる西北 五ヶ沢連合病院	つがる西北 五ヶ沢連合病院	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市国民健康保険黒石病院
○蒲生一〇六の六の字	○蒲生一〇六の六の字	一十和田市元町東	一十和田市穂並町	木町一二の三	木町一二の三	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市北美町一丁目七〇
内科	外科	泌尿器科	外科、消化器科、循環器科、呼吸器科、皮膚泌尿器科、整形外科、肛門科	循環器科、呼吸器科、腎臓内科	整形外科	外科	内科	内科	産婦人科	外科
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
田島 剛一	佐々木 航	川原田 恒	神成 一哉	佐藤 清彦
田島医院	合一部事務組 セナタ東 通村診療所	合一部事務組 セナタ東 通村診療所	医療法人ときわ会病院	つがる西北 鰺ヶ沢連合病院
三戸郡三戸町大字二日町六	下北郡東通村大字砂子又字里一	下北郡東通村大字砂子又字里一	南津軽郡藤崎町大字榊字龜田二	○蒲生一〇六の六の字
内科	形外科、外科、小児科、整	形外科、外科、小児科、整	神経内科	内科
"	"	"	"	"

青森県告示第八百七十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 三戸郡三戸町大字斗内字栗木沢二二三の一、二三三の二、二六六の一、六八
- 二 保安林指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百七十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二 西山 里一	白糠加入区
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎	小田野沢加入区
下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七 二本柳 勝	石持加入区
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二 川口 克忠	
下北郡東通村大字蒲野沢字石持一六 吉田 丈男	
下北郡東通村大字蒲野沢字石持三三の一 畑中 末一郎	関根浜加入区
むつ市大字関根字前浜四三の三七 四ツ谷 英巳	
むつ市大字関根字北関根七五七の一 成田 士郎	易国間加入区
下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二 越膳 稔徳	
下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の五 金田一 善唯	

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区分
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷三二の四 大野 兼司	大野	兼司	蛇浦加入区
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五 富岡 正昭	富岡	正昭	
下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七 福田 栄一	福田	栄一	佐井村加入区
下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七七 館脇 修	館脇	修	
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三六の七 佐々木 信昭	佐々木	信昭	三厩加入区
東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋一の二四 橋本 重満	橋本	重満	
東津軽郡今別町大字袋月字袋村元二〇 小倉 永治	小倉	永治	竜飛今別第三加入区
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の八一 横岡 亘	横岡	亘	

青森県告示第八百七十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字白糠字向流下三六の一 赤田 広行	野牛区域 野牛漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁業により 行う漁業であつ て、主としてい かつり漁業であ つて甲の地区の 者が行う漁業
下北郡東通村大字白糠字浜通一三四 東田 義廣	野牛区域 野牛漁業協同 組合の地区	小型定置漁業及 びほたてけた網 漁業
下北郡東通村大字野牛字入口三 伊柳 晴美	野牛区域 野牛漁業協同 組合の地区	小型定置漁業及 びほたてけた網 漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八一の四 渡辺 鞆博	野牛区域 野牛漁業協同 組合の地区	小型定置漁業及 びほたてけた網 漁業
下北郡東通村大字蒲野沢字石持四四 杉本 八十三	石持区域 石持漁業協同 組合の地区	底建網漁業及び ほたてけた網漁 業
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚	石持区域 石持漁業協同 組合の地区	底建網漁業及び ほたてけた網漁 業
つがる市富港町清水一七の五一 成田 良一	車力区域 車力漁業協同 組合の地区	底びき網を使用 して行うしじみ 漁業
つがる市富港町清水二一六 松野 昭一	車力区域 車力漁業協同 組合の地区	底びき網を使用 して行うしじみ 漁業

青森県告示第八百七十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第二項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返三六の一 坂本 重彦	蓬田村加入区
東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の一六 大宮 平八郎	

青森市大字奥内字宮田二の一 杉田 勝	青森市第一加入区
青森市大字前田字中野一の三 中村 惣一	
青森市大字油川字大浜五二の一 神 幸徳	青森市第二加入区
青森市大字油川字浪返二二一の三 江良 喜代市	
青森市原別二丁目二の四六 東 宏	青森市第五加入区
青森市原別六丁目六の二一 井村 豊人	

青森県告示第八百七十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
五所川原市十三五月女泡二の二 工藤 伍郎	十三
五所川原市十三深津二四七 柳谷 榮	
五所川原市十三通行道番外地 小倉 広起	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市印刷所・販売人 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭